

別表第1（第4条、第4条の2関係）

(1) 木造住宅耐震化促進事業

補助事業	耐震診断		耐震改修及び建替え
対象建物等	戸建住宅及び併用住宅	共同住宅及び長屋	戸建住宅及び併用住宅
補助対象経費	木造住宅の耐震診断及び耐震改修工事の概算見積りに要する経費		木造住宅の耐震改修工事及び建替工事に要する経費
	限度額		
	(1) 設計図書がある場合 1戸当たり10万8,900円 (2) 設計図書がない場合 1戸当たり13万4,200円	1棟当たり、300万円又は国要綱附属第Ⅲ編ロ-16-(12)において引用する国要綱附属第Ⅲ編イ-16-(12)-①第1項第3号後段に定めるところにより算出した費用の額のいずれか低い額	1戸当たり434万7,000円
補助要件	<p>当該住宅が、次に掲げる要件の全てに該当するものであること。</p> <p>ア 本市の区域内に在するものであること。</p> <p>イ 木造であること。</p> <p>ウ 平成12年5月31日以前に建築されたものであること。</p> <p>エ 建築基準法第9条第1項の規定に基づく命令を受けていないものであること。</p> <p>オ 国、地方公共団体等以外の者が所有するものであること。</p> <p>カ 補助事業が耐震改修又は建替えである場合には、耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたものであること。</p>		
	<p>当該耐震診断が、次のアからエまでのいずれかに該当する耐震診断基準（その時点における最新のものに限り。）により行われるものであること。</p> <p>ア 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第3章第8節に規定する構造計算によるもの</p> <p>イ 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項（平成18年国土交通省告示第184号別添。以下「指針」という。）第一に示すもの</p> <p>ウ 国土交通省住宅局建築指導課が監修し、一般財団法人日本建築防災協会が発行した「2012年改訂版木造住宅の耐震診断と補強方法」（以下「木造住宅の耐震診断と補強方法」という。）に示す一般診断法又は精密診断法によるもの</p> <p>エ アからウまでに掲げるもののほか、これらと同等以上の評価精度を有すると認められるもの</p>	<p>当該耐震改修又は建替えが、次のアからオまでのいずれかに該当するもの（令和2年3月31日以前に、補助金の交付を受けて改修設計が行われた住宅を対象とするものに限り。）であること。</p> <p>ア 建築基準法第19条及び第20条の規定に適合するように行われるもの</p> <p>イ 指針第二に示す耐震改修を行い、I w が1.0以上となるもの</p> <p>ウ 指針第二に示す耐震改修を行い、I w が0.7以上となるもの（イの基準を満たすために段階的に行われるものに限り。）</p> <p>エ 指針第二に示す耐震改修を行い、2階建て住宅の1階部分のI w が1.0以上となるもの（イの基準を満たすために段階的に行われるものに限り。）</p> <p>オ ア及びイに掲げる耐震改修と同等以上に安全性を向上させると認められるもの</p>	
補助金の額	補助対象経費の額に3分の2を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り上げる。）		補助対象経費の額に23パーセントの割合を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り上げる。）

(2) 木造住宅耐震化総合支援事業

補助事業	改修設計	耐震改修及び建替え
対象建物等	戸建住宅及び併用住宅	戸建住宅及び併用住宅
補助対象経費	木造住宅の耐震改修設計に要する経費	木造住宅の耐震改修工事及び建替工事に要する経費
	限度額	
	1戸当たり32万円	1戸当たり150万円
補助要件	<p>当該住宅が、次に掲げる要件の全てに該当するものであること。</p> <p>ア 本市の区域内に在するものであること。</p> <p>イ 木造であること。</p> <p>ウ 平成12年5月31日以前に建築されたものであること。</p> <p>エ 建築基準法第9条第1項の規定に基づく命令を受けていないものであること。</p> <p>オ 国、地方公共団体等以外の者が所有するものであること。</p> <p>カ 補助事業が耐震改修又は建替えである場合には、耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたものであること。</p>	
	<p>当該改修設計が、当該設計により改修工事を行うものであること。</p>	<p>当該耐震改修又は建替えが、次のアからオまでのいずれかに該当するもの（令和2年3月31日以前に、補助金の交付を受けて改修設計が行われた住宅を対象とするものを除く。）であること。</p> <p>ア 建築基準法第19条及び第20条の規定に適合するように行われるもの</p> <p>イ 指針第二に示す耐震改修を行い、I wが1.0以上となるもの</p> <p>ウ 指針第二に示す耐震改修を行い、I wが0.7以上となるもの（イの基準を満たすために段階的に行われるものに限る。）</p> <p>エ 指針第二に示す耐震改修を行い、2階建て住宅の1階部分のI wが1.0以上となるもの（イの基準を満たすために段階的に行われるものに限る。）</p> <p>オ ア及びイに掲げる耐震改修と同等以上に安全性を向上させると認められるもの</p>
補助金の額	補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り上げる。）	補助対象経費の額に5分の4を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り上げる。）

(3) 非木造住宅耐震化促進事業

補助事業	耐震診断		耐震改修及び建替え
対象建物等	戸建住宅及び併用住宅	共同住宅及び長屋	戸建住宅及び併用住宅
補助対象経費	非木造住宅の耐震診断及び耐震改修工事の概算見積りに要する経費		非木造住宅の耐震改修工事及び建替工事に要する経費
	限度額		
	(1) 設計図書がある場合 1戸当たり 10万8,900円 (2) 設計図書がない場合 1戸当たり 13万4,200円	1棟当たり、300万円 又は国要綱附属第Ⅲ編ロ-16-(12)において引用する国要綱附属第Ⅲ編イ-16-(12)-①第1項第3号後段に定めるところにより算出した費用の額のいずれか低い額	1戸当たり434万7,000円
補助要件	<p>当該住宅が、次に掲げる要件の全てに該当するものであること。</p> <p>ア 本市の区域内に在するものであること。</p> <p>イ 非木造であること。</p> <p>ウ 昭和56年5月31日以前に建築されたものであること。</p> <p>エ 建築基準法第9条第1項の規定に基づく命令を受けていないものであること。</p> <p>オ 国、地方公共団体等以外の者が所有するものであること。</p> <p>カ 補助事業が耐震改修又は建替えである場合には、耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたものであること。</p>		
	<p>当該耐震診断が、次のアからエまでのいずれかに該当する耐震診断基準（その時点における最新のものに限る。）により行われるもの（第2次診断法以上の診断法によるものに限る。）であること。</p> <p>ア 建築基準法施行令第3章第8節に規定する構造計算によるもの</p> <p>イ 指針第一に示すもの</p> <p>ウ 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」、 「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」又は「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に示す第2次診断法又は第3次診断法によるもの</p> <p>エ アからウまでに掲げるもののほか、これらと同等以上の評価精度を有すると認められるもの</p>		<p>当該耐震改修又は建替えが、次のアからウまでのいずれかに該当するもの（令和2年3月31日以前に、補助金の交付を受けて改修設計が行われた住宅を対象とするものに限る。）であること。</p> <p>ア 建築基準法第19条及び第20条の規定に適合するように行われるもの</p> <p>イ 指針第二に示す耐震改修を行い、I_sが0.6以上かつqが1.0以上となるもの</p> <p>ウ ア及びイに掲げる耐震改修と同等以上に安全性を向上させると認められるもの</p>
補助金の額	補助対象経費の額に3分の2を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り上げる。）		補助対象経費の額に23パーセントの割合を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り上げる。）

(4) 非木造住宅耐震化総合支援事業

補助事業	改修設計	耐震改修及び建替え
対象建物等	戸建住宅及び併用住宅	戸建住宅及び併用住宅
補助対象経費	非木造住宅の耐震改修設計に要する経費	非木造住宅の耐震改修工事及び建替工事に要する経費
	限度額	
	1戸当たり32万円	1戸当たり150万円
補助要件	<p>当該住宅が、次に掲げる要件の全てに該当するものであること。</p> <p>ア 本市の区域内に在するものであること。</p> <p>イ 非木造であること。</p> <p>ウ 昭和56年5月31日以前に建築されたものであること。</p> <p>エ 建築基準法第9条第1項の規定に基づく命令を受けていないものであること。</p> <p>オ 国、地方公共団体等以外の者が所有するものであること。</p> <p>カ 補助事業が耐震改修又は建替えである場合には、耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたものであること。</p>	
	当該改修設計が、当該設計により改修工事を行うものであること。	<p>当該耐震改修又は建替えが、次のアからウまでのいずれかに該当するものであること。</p> <p>ア 建築基準法第19条及び第20条の規定に適合するように行われるもの</p> <p>イ 指針第二に示す耐震改修を行い、I_sが0.6以上かつqが1.0以上となるもの</p> <p>ウ ア及びイに掲げる耐震改修と同等以上に安全性を向上させると認められるもの</p>
補助金の額	補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り上げる。）	補助対象経費の額に5分の4を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り上げる。）

(5) その他の住宅耐震化促進事業

補助事業	除却	屋根瓦の耐震・耐風対策	
対象建物等	戸建住宅及び併用住宅		
補助対象経費	住宅（戸建住宅及び併用住宅に限る。）の除却工事に要する経費	住宅（戸建住宅及び併用住宅に限る。）の屋根の軽量化工事又は屋根瓦の落下防止措置工事に要する経費	所有者等が行う屋根瓦の耐震耐風改修に要する経費
	限度額		
	1戸当たり364万3,000円	1戸当たり90万円	国要綱附属第Ⅲ編イ-16-(12)-①第11項第二号ロに定める費用
補助要件	<p>当該住宅が、次に掲げる要件の全てに該当するものであること。</p> <p>ア 本市の区域内に在するものであること。</p> <p>イ 昭和56年5月31日（木造住宅にあっては、平成12年5月31日）以前に建築されたものであること。</p> <p>ウ 建築基準法第9条第1項の規定に基づく命令を受けていないものであること。</p> <p>エ 国、地方公共団体等以外の者が所有するものであること。</p> <p>オ 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたものであること。</p>	<p>当該住宅が、次に掲げる要件の全てに該当するものであること。</p> <p>ア 本市の区域内に在するものであること。</p> <p>イ 建築基準法第9条第1項の規定に基づく命令を受けていないものであること。</p> <p>ウ 国、地方公共団体等以外の者が所有するものであること。</p> <p>エ 屋根瓦の耐震及び耐風のための対策が必要であると市長が認めるものであること。</p> <p>オ 次の(ア)から(オ)までに掲げる要件のいずれかに該当するものであること。</p> <p>(ア)昭和56年6月1日（木造住宅にあっては、平成12年6月1日）以降に建築されたものであること。</p> <p>(イ)昭和56年5月31日（木造住宅にあっては、平成12年5月31日）以前に建築されたもののうち、建築士等の耐震診断の結果、倒壊の危険性が低いと判断されたものであること。</p> <p>(ウ)耐震改修工事を実施したもののうち、倒壊の危険性が低いものであること。</p> <p>(エ)耐震改修工事を併せて行うもののうち、当該耐震改修工事の結果、倒壊の危険性が低下するものであること。</p> <p>(オ)土葺き瓦屋根を有するものであること。</p>	昭和46年建設省告示第109号に適合しない屋根であること
		<p>当該屋根瓦の耐震耐風対策が、次のア又はイのいずれかに該当するものであること。</p> <p>ア 「一般社団法人全日本瓦工事業連盟ほかが発行した瓦屋根標準設計・施工ガイドライン」に基づいて新たに施工するもの（これと同等以上に安全性を向上すると認められるものを含む。）</p> <p>イ 建築基準法に規定する耐風性能を有する金属葺きによるもの。</p>	
補助金の額	補助対象経費の額に23パーセントの割合を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り上げる。）	補助対象経費の額に3分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り上げる。）	補助対象経費の額に23パーセントの割合を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り上げる。）

(6) 建築物耐震化促進事業

補助事業	耐震診断	改修設計	耐震改修、建替え及び除却
対象建物等	建築物	要緊急安全確認大規模建築物	要緊急安全確認大規模建築物
補助対象経費	建築物の耐震診断及び耐震改修工事の概算見積りに要する経費	建築物の耐震改修設計に要する経費	建築物の耐震改修工事、建替工事及び除却工事に要する経費
	限度額		
	1棟当たり、300万円又は国要綱附属第Ⅲ編ロ-16-(12)において引用する国要綱附属第Ⅲ編イ-16-(12)-①第2項第3号に定めるところにより算出した費用の額のいずれか低い額	国要綱附属第Ⅲ編ロ-16-(12)において引用する国要綱附属第Ⅲ編イ-16-(12)-①第2項第3号に定めるところにより算出した費用の額	国要綱附属第Ⅲ編ロ-16-(12)において引用する国要綱附属第Ⅲ編イ-16-(12)-①第5項第2号(1)に定める費用の額
補助要件	<p>当該建築物が、次に掲げる要件の全てに該当するものであること。</p> <p>ア 本市の区域内に在するものであること。</p> <p>イ 住宅以外の建築物であること。</p> <p>ウ 昭和56年5月31日以前に建築されたものであること。</p> <p>エ 建築基準法第9条第1項の規定に基づく命令を受けていないものであること。</p> <p>オ 国、地方公共団体等以外の者が所有するものであること。</p> <p>カ 補助事業が改修設計、耐震改修、建替え又は除却である場合には、耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたものであること。</p>		
	<p>当該耐震診断が、次のアからエまでのいずれかに該当する耐震診断基準（その時点における最新のものに限る。）により行われるものであること。</p> <p>ア 建築基準法施行令第3章第8節に規定する構造計算によるもの</p> <p>イ 指針第一に示すもの</p> <p>ウ 木造住宅の耐震診断と補強方法に示す一般診断法又は精密診断法によるもの</p> <p>エ 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」、「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」又は「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に示す第2次診断法又は第3次診断法によるもの</p> <p>オ アからエまでに掲げるもののほか、これらと同等以上の評価精度を有すると認められるもの</p>	<p>当該改修設計が、当該設計により改修工事を行うものであること。ただし、やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。</p>	<p>補助事業が耐震改修又は建替えである場合には、当該耐震改修又は建替えが、次のアからウまでのいずれかに該当するものであること。</p> <p>ア 建築基準法第19条及び第20条の規定に適合するように行われるもの</p> <p>イ 指針第二に示すもの</p> <p>ウ ア及びイに掲げる耐震改修と同等以上に安全性を向上させると認められるもの</p>
補助金の額	補助対象経費の額に3分の2を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り上げる。）		補助対象経費の額に23パーセントの割合を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り上げる。）

(7) ブロック塀撤去改修事業

補助事業	撤去		改修	
対象建物等	避難路沿道ブロック塀	不特定の者が通行する道に面したブロック塀	避難路沿道ブロック塀	不特定の者が通行する道に面したブロック塀
補助対象経費	ブロック塀の撤去工事に要する経費（ブロック塀 1 m 当たり 1 万 8,000 円を上限とする。）		ブロック塀の撤去工事後に行う軽量なフェンス、生け垣等による復旧に要する経費（ブロック塀 1 m 当たり 2 万 5,000 円を上限とする。）	
	限度額			
	1 件当たり 45 万円	1 件当たり 22 万 5,000 円	1 件当たり 60 万円	1 件当たり 30 万円
補助要件	当該ブロック塀が、次に掲げる要件の全てに該当するものであること。 ア 本市の区域内に在するものであること。 イ 国、地方公共団体等以外の者が所有するものであること。			
	<p>(1) 補助事業が避難路沿道ブロック塀の撤去である場合には、当該避難路沿道ブロック塀が、次に掲げる要件の全てに該当するものであること。 ア 市の耐震改修促進計画に記載された避難路沿いにあるものであること。 イ 高さが 0.6 m を超えるものであること。 ウ 不特定の者が通行する道路に面したものであること。 エ 別表第 2 又は別表第 3 に定める点検表により点検した結果、安全対策が必要と判断された危険性の高いものであること。 オ ウ及びエに該当する部分の全てが含まれるものであること。 カ 過去に補助金の交付を受けて実施したブロック塀の撤去又はブロック塀を撤去した範囲に行う軽量なフェンス、生け垣等による復旧に係る当該ブロック塀と同じ位置に存するものでないこと。</p> <p>(2) 補助事業が不特定の者が通行する道に面したブロック塀の撤去である場合には、当該ブロック塀が、前号イからカまでに掲げる要件の全てに該当するものであること。</p>	<p>(1) 補助事業が避難路沿道ブロック塀の改修である場合には、当該避難路沿道ブロック塀が、次に掲げる要件の全てに該当するものであること。 ア 市の耐震改修促進計画に記載された避難路沿いにあるものであること。 イ 高さが 0.6 m を超えるものであること。 ウ 不特定の者が通行する道路に面したものであること。 エ 別表第 2 又は別表第 3 に定める点検表により点検した結果、安全対策が必要と判断された危険性の高いものであること。 オ ウ及びエに該当する部分の全てが含まれるものであること。 カ 過去に補助金の交付を受けて実施したブロック塀の撤去に係る当該ブロック塀と同じ位置に新設するものであること。 キ 建築基準法第 42 条第 2 項の規定により指定された道路内又は同条第 3 項の規定により水平距離を指定された道路内に新設するものでないこと。</p> <p>(2) 補助事業が不特定の者が通行する道に面したブロック塀の改修である場合には、当該ブロック塀が、前号イからキまでに掲げる要件の全てに該当するものであること。</p>		
補助金の額	補助対象経費の額に 3 分の 2 を乗じて得た額（その額に 1,000 円未満の端数を生じた場合は、これを切り上げる。）		補助対象経費の額に 3 分の 1 を乗じて得た額（その額に 1,000 円未満の端数を生じた場合は、これを切り上げる。）	

備考 1 この表において「I w」とは、指針第一第一号に掲げる構造耐震指標をいう。

2 この表における「I w」は、各階の張り間及び桁行方向の I w のうちの最小値とする。ただし、耐震改修又は建替えが、指針第二に示す耐震改修を行い、2 階建て住宅の 1 階部分の I w が 1.0 以上となるものである場合（指針第二に示す耐震改修を行い、I w が 1.0 以上となるものの基準を満たすために段階的に行われる場合に限る。）には、2 階建て住宅の 1 階部分の最小値とする。

3 木造住宅の耐震診断と補強方法に定める一般診断法及び精密診断法（時刻暦応答計算による方法を除く。）により耐震診断をする場合には、「I w」とあるのは、「評点」と読み替えるものとする。

4 その他指針第一第一号と同等以上の効力を有する耐震診断を行う場合には、I w は、当該指標によることができる。

(8) 省エネ改修推進事業

補助事業	省エネ改修
対象建物等	戸建住宅及び併用住宅
補助対象経費	所有者等が行う省エネ改修（開口部、躯体等の断熱化工事及び設備の効率化に係る工事）に係る経費
	限度額
	1戸当たり87万5,000円
補助要件	当該住宅が、次に掲げる要件の全てに該当するものであること。 ア 本市の区域内に在するものであること。 イ この要綱に基づく耐震改修と併せて行う省エネ改修であること。 ウ 建築基準法第9条第1項の規定に基づく命令を受けていないものであること。 エ 国、地方公共団体等以外の者が所有するものであること。 オ この要綱に基づく省エネ改修後の住宅の省エネ性能は、ZEH水準に相当するものであること。 カ 補助対象経費のうち、設備の効率化に係る工事については、開口部及び躯体等の断熱化工事費と同額以下であること。
補助金の額	補助対象経費の額に5分の4を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り上げる。）

- 備考 1 この要綱に基づく耐震改修に係る補助金を利用する場合にあっては、当該補助金の交付対象となる部分に係る経費を除く。
- 2 とっとり住まいる支援事業に基づく補助金を利用する場合にあっては、当該補助金の交付対象となる県産材の材料に係る経費を除く。
- 3 とっとり未来型省エネ住宅特別促進事業に基づく補助金を利用する場合にあっては、当該補助金の交付対象となる省エネ改修等に係る経費を除く。

別表第2（第4条関係）

補強コンクリートブロック造の塀の点検表

点検項目	点検内容	点検結果	
		適合	不適合
1 高さ	2.2m以下	はい	いいえ
2 壁の厚さ	高さ2mを超える塀で、15cm以上又は高さ2m以下で10cm以上	はい	いいえ
3 鉄筋	壁頂及び基礎には横に、壁の端部及び隅角部には縦に、それぞれ径9mm以上の鉄筋が入っている。	はい	いいえ
	壁内に、径9mm以上の鉄筋が、縦横80cm以内の間隔で入っている。	はい	いいえ
4 控壁（高さが1.2mを超える塀の場合）	長さ3.4m以内ごとに、径9mm以上の鉄筋が入った控壁が、塀の高さの5分の1以上突出してある。	はい	いいえ
5 基礎	丈が35cm以上で、根入れ深さが30cm以上の鉄筋コンクリート造の基礎がある。	はい	いいえ
6 傾き、ひび割れ	全体的に傾いていない、又は1mm以上のひび割れがない。	はい	いいえ
7 ぐらつき	人の力で簡単にぐらつかない。	はい	いいえ
8 その他	塀が、土留め壁を兼ねていない、又は玉石積み擁壁等の上でない。	はい	いいえ
評価	8項目のうち1つでも不適合があれば、コンクリートブロック造の塀の安全対策を必要とする。		
補助対象確認			
確認項目	確認内容	補助対象	補助対象外
位置確認	不特定の者が通行する道路に面したもの	はい	いいえ
高さ確認	0.6mを超えるもの	はい	いいえ

備考 鉄筋が入っていない場合は、別表第3を使用する。

別表第3（第4条関係）

組積造の塀の点検表

点検項目	点検内容	点検結果	
		適合	不適合
1 高さ	1.2m以下	はい	いいえ
2 壁の厚さ	各部分の厚さが、その部分から壁頂までの垂直距離の10分の1以上ある。	はい	いいえ
3 控壁	長さ4m以内ごとに、壁面からその部分における壁の厚さの1.5倍以上突出している、又は壁の厚さが必要寸法の1.5倍以上ある。	はい	いいえ
4 基礎	根入れ深さが20cm以上ある	はい	いいえ
5 傾き、ひび割れ	全体的に傾いていない、又は1mm以上のひび割れがない。	はい	いいえ
6 ぐらつき	人の力で簡単にぐらつかない。	はい	いいえ
7 その他	塀が、土留め壁を兼ねていない、又は玉石積み擁壁等の上でない。	はい	いいえ
評価	7項目のうち1つでも不適合があれば、組積造の塀の安全対策を必要とする。		
補助対象確認			
確認項目	確認内容	補助対象	補助対象外
位置確認	不特定の者が通行する道路に面したもの	はい	いいえ
高さ確認	0.6mを超えるもの	はい	いいえ